

議案第48号

令和6年度二宮町一般会計補正予算（第2号）

令和6年度二宮町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ356,851千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,127,354千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月2日提出

二宮町長 村田 邦子

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
1 町 税	
	1 町 民 税
10 地 方 特 例 交 付 金	
	1 地 方 特 例 交 付 金
11 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	1 県 負 担 金
	2 県 補 助 金
17 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
19 繰 入 金	
	2 特 別 会 計 繰 入 金
20 繰 越 金	
	1 繰 越 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 町 債	
	1 町 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
3,367,101	△126,595	3,240,506
1,828,334	△126,595	1,701,739
23,570	126,917	150,487
23,000	126,917	149,917
2,020,000	93,165	2,113,165
2,020,000	93,165	2,113,165
1,462,188	2,412	1,464,600
915,704	1,371	917,075
541,748	1,041	542,789
726,080	4,827	730,907
479,083	416	479,499
199,184	4,411	203,595
17,183	755	17,938
16,778	755	17,533
319,269	23,337	342,606
3	23,337	23,340
240,000	175,496	415,496
240,000	175,496	415,496
113,815	50,937	164,752
82,514	50,937	133,451
432,800	5,600	438,400
432,800	5,600	438,400
9,770,503	356,851	10,127,354

歳 出

款	項
2 総務費	1 総務管理費
	2 徴税費
3 民生費	1 社会福祉費
	2 児童福祉費
4 衛生費	1 保健衛生費
	3 清掃費
5 農林水産業費	1 農業費
6 商工費	1 商工費
7 土木費	4 都市計画費
9 教育費	1 教育総務費
12 予備費	1 予備費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,393,620	219,455	1,613,075
1,159,062	216,505	1,375,567
111,416	2,950	114,366
3,763,738	34,430	3,798,168
2,406,348	15,687	2,422,035
1,357,287	18,743	1,376,030
883,302	97,781	981,083
233,137	91,812	324,949
164,487	5,969	170,456
104,891	500	105,391
87,608	500	88,108
72,473	275	72,748
72,473	275	72,748
839,872	2,236	842,108
585,988	2,236	588,224
1,098,422	1,095	1,099,517
392,729	1,095	393,824
19,281	1,079	20,360
19,281	1,079	20,360
9,770,503	356,851	10,127,354

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
町道舗装補修事業	令和6年度 ） 令和7年度	25,000

第 3 表 地 方 債 補 正

(変 更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
臨時財政対策債	25,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	30,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。